



# 愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成16年 6月18日金曜日 第1567号

## ◇ 目 次 ◇

医療機関の指定.....	643
医療機関（指定訪問看護事業者等）の指定.....	643
指定医療機関の所在地名の変更.....	643
指定医療機関の廃止の届出.....	644
介護機関の指定.....	644
介護機関（居宅介護事業者）の指定.....	644
介護機関（居宅介護支援事業者）の指定.....	646
指定介護機関（居宅介護事業者）の変更.....	648
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の変更.....	648
指定介護機関の廃止の届出.....	648
指定介護機関（居宅介護事業者）の廃止の届出.....	648
指定介護機関（居宅介護支援事業者）の廃止の届出.....	650
指定居宅支援事業者の指定（3件）.....	651
農業委員会交付金等交付規程の一部改正.....	652
公有水面埋立免許.....	655
道路の区域変更（県道松山北条線）.....	659
道路の供用開始（"）.....	660
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	660
道路の区域変更（県道立石内子線）.....	660
道路の供用開始（"）.....	660
開発行為に関する工事の完了.....	661
道路の位置の指定.....	661
<b>公 告</b>	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	661
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	661
<b>教育委員会告示</b>	
博物館の登録事項の変更.....	662
<b>選挙管理委員会告示</b>	
不在者投票のできる施設の名称の変更.....	662
愛媛県選挙事務執行規程の一部改正.....	662
<b>雑 報</b>	
公示による通知.....	665

## 任 免 辞 令

土井 貴明外..... 666  
 公営企業任免辞令（2件）..... 666

## 告 示

### ○愛媛県告示第1330号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成16年 6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所 在 地	指 定 年 月 日
中野クリニック	医療法人中野クリニック	温泉郡重信町志津川1577番地1	平成16年5月1日
みずほ整形外科	藤 澤 圭 史	伊予郡砥部町麻生7番5	平成16年6月1日
くきた内科クリニック	医療法人くきた内科クリニック	宇和島市中沢町二丁目甲862番地3	平成16年5月1日
も り 歯 科	森 卓 也	新居浜市松木町1-26	平成16年5月25日
としもり内科	医療法人としもり内科	西条市下島山甲1264番地の4	平成16年5月1日
ひさみつ歯科クリニック	玉 井 久 光	北条市鹿峰5番地1	平成16年6月1日
四国中央市国民健康保険新宮診療所	四 国 中 央 市	四国中央市新宮町新宮50番地	平成16年4月1日
和 田 眼 科	医療法人和田眼科	四国中央市中之庄町64番地の1	平成16年5月1日
うわたきファミリー歯科クリニック	医療法人うわたきファミリー歯科クリニック	四国中央市土居町土居2129番地1	平成16年5月1日

### ○愛媛県告示第1331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、医療機関（指定訪問看護事業者等）を次のように指定した。

平成16年 6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

医療機関（指定訪問看護事業者等）の名称	主たる事務所の所在地	指定訪問看護事業等を行う事業所		指定年月日
		名 称	所 在 地	
新居浜医療生活協同組合	新居浜市新田町一丁目9番9号	訪問看護ステーションそよ風さん	新居浜市秋生1061番地	平成16年5月28日

### ○愛媛県告示第1332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関の所在地名が、次のように変更された。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地名		変更年月日
		旧	新	
みぶ小児科	壬生真人	今治市北宝来町三丁目2-21	今治市北宝来町三丁目1-27	平成16年4月1日

○愛媛県告示第1333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定した医療機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

医療機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
中野クリニック	中野敬	温泉郡重信町志津川1577-1	平成16年5月1日
原内科胃腸科医院	原中	今治市上徳神宮寺甲325-1	平成16年5月1日
服部医院	服部正一	今治市波止浜一丁目6-3	平成16年6月1日
くきた内科クリニック	莖田仁志	宇和島市中沢町二丁目4番5号	平成16年5月1日
としもり内科医院	年森司	西条市下島山甲1264-4	平成16年5月1日
新宮村国民健康保険診療所	新宮村長	宇摩郡新宮村大字新宮50番地	平成16年4月1日
和田眼科	和田真明	四国中央市中之庄町64番地の1	平成16年5月1日

うわたきファミリー歯科クリニック	上瀧祥子	四国中央市土居町土居2129-1	平成16年5月1日
------------------	------	------------------	-----------

○愛媛県告示第1334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	指定年月日
医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	医療法人沖縄徳洲会宇和島徳洲会病院	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成16年4月1日
四国中央市国民健康保険新宮診療所	四国中央市	四国中央市新宮町新宮50番地	平成16年4月1日
西予市立宇和病院	西予市	西予市宇和町卯之町一丁目246番地	平成16年4月1日
西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市	西予市野村町野村9号47番地3	平成16年4月1日

○愛媛県告示第1335号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護事業者）を次のように指定した。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
中野クリニック	温泉郡重信町大字志津川1577番地1	医療法人中野クリニック	温泉郡重信町大字志津川1577番地1	平成16年5月1日
有限会社さくら	温泉郡川内町北方3205番地1コスモ川内101号	ヘルパーステーションさくら	温泉郡川内町北方3205番地1コスモ川内101号	平成16年5月20日
有限会社まるいち	温泉郡川内町大字南方474番地の9	有限会社まるいち訪問介護事業所	温泉郡川内町大字南方474番地の9	平成16年5月31日
社会福祉法人面河村社会福祉協議会	上浮穴郡面河村渋草2431番地	指定通所介護事業所デイサービスセンターおもご	上浮穴郡面河村渋草2310番地	平成16年5月6日
社会福祉法人柳谷村社会福祉協議会	上浮穴郡柳谷村大字柳井川923番地	柳谷村指定訪問介護事業所	上浮穴郡柳谷村大字柳井川846番地	平成16年4月1日
社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村大字植松428番地	社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村大字植松428番地	平成15年4月11日
社会福祉法人保内町社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成16年4月1日

社会福祉法人保内町社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	保内町訪問入浴サービス事業所	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成16年4月1日
社会福祉法人保内町社会福祉協議会	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	保内町デイサービスセンター	西宇和郡保内町宮内1番耕地124番地1	平成16年4月1日
有限会社山茶花	今治市阿方甲424番地1	ほっと介護センターさざんか	今治市阿方甲424番地1	平成16年4月20日
医療法人沖繩徳洲会宇和島徳洲会病院	沖繩県島尻郡東風平町字外間80番地	医療法人沖繩徳洲会宇和島徳洲会病院	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成16年4月1日
有限会社東雲精工	新居浜市東雲町二丁目6番65号	デイサービスセンターゆとりーさ	新居浜市東雲町二丁目6番65号	平成16年4月30日
有限会社デイサービスセンターふれんど	新居浜市萩生2896番地2	有限会社デイサービスセンターふれんど	新居浜市萩生2896番地2	平成16年5月21日
有限会社キャンパス	西条市氷見丙1260番地2MYシャトレー206	訪問看護ステーションおれんじ	西条市氷見丙1260番地2MYシャトレー206	平成16年4月16日
有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	平成16年4月1日
特定非営利活動法人Asanami Work Camp	北条市苞木甲247番地3	AWCヘルパーステーション	北条市八反地甲1631番地	平成16年4月15日
医療法人社団樹人会	北条市中須賀288番地5	医療法人社団樹人会北条病院	北条市中須賀288番地5	平成16年4月1日
玉井久光	北条市鹿峰5番地1	ひさみつ歯科クリニック	北条市鹿峰5番地1	平成16年6月1日
社会福祉法人潤和会	東予市周布326番地	デイサービスセンターなごみ	東予市周布326番地	平成16年4月23日
社会福祉法人潤和会	東予市周布326番地	指定短期入所生活介護事業所なごみ	東予市周布326番地	平成16年4月23日
有限会社どうぜんサービス	東予市石田864番地	有限会社どうぜんサービス	東予市石田864番地	平成16年4月28日
社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	平成16年4月1日
社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	四国中央市新宮デイサービスセンター	四国中央市新宮町新宮50番地	平成16年4月1日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	四国中央市国民健康保険新宮診療所	四国中央市新宮町新宮50番地	平成16年4月1日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	短期入所生活介護事業所萬翠荘	四国中央市中之庄町542番地	平成16年4月1日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	通所介護事業所みどり荘	四国中央市中之庄町542番地	平成16年4月1日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	通所介護事業所コスモス荘	四国中央市中之庄町542番地	平成16年4月1日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	短期入所生活介護事業所豊寿園	四国中央市土居町津根2639番地	平成16年4月1日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	通所介護事業所ひうち荘	四国中央市土居町津根2639番地	平成16年4月1日

医療法人うわたきファミリー ー歯科クリニック	四国中央市土居町土居2129 番地1	うわたきファミリーー歯科ク リニック	四国中央市土居町土居2129 番地1	平成16年5月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市国民健康保険依津診 療所	西予市明浜町依津3番耕地 228番地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市国民健康保険田之浜 診療所	西予市明浜町田之浜甲1108 番地第3	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市国民健康保険狩江診 療所	西予市明浜町狩浜2番耕地 1321番地第4	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市国民健康保険高山診 療所	西予市明浜町高山甲3656番 地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市明浜デイサービスセ ンター	西予市明浜町狩浜2番耕地 1177番地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市明浜老人短期入所施 設	西予市明浜町狩浜2番耕地 1177番地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市立宇和病院	西予市宇和町卯之町一丁目 246番地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市立野村病院	西予市野村町野村9号53番 地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地	西予市野村介護老人保健施 設つくし苑	西予市野村町野村9号47番 地3	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目 434番地1	西予市三瓶デイサービスセ ンター	西予市三瓶町朝立1番耕地 360番地1	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福 祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目 450番地	社会福祉法人西予市社会福 祉協議会三瓶支所	西予市三瓶町朝立1番耕地 360番地1	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福 祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目 450番地	社会福祉法人西予市社会福 祉協議会三瓶支所訪問入浴 介護事業所	西予市三瓶町朝立1番耕地 360番地1	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福 祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目 450番地	社会福祉法人西予市社会福 祉協議会明浜支所	西予市明浜町高山甲3678番 地	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福 祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目 450番地	社会福祉法人西予市社会福 祉協議会本所	西予市宇和町卯之町二丁目 450番地	平成16年4月1日
三泰商事有限公司	八幡浜市1478番地	介護支援ショップ西予三泰 商事有限公司	西予市宇和町坂戸330番地 5	平成16年4月26日
社会福祉法人西予市社会福 祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目 450番地	社会福祉法人西予市社会福 祉協議会野村支所	西予市野村町野村12号15番 地	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福 祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目 450番地	社会福祉法人西予市社会福 祉協議会城川支所	西予市城川町下相938番地	平成16年4月1日
社会福祉法人城川町社会福 祉施設協会	西予市城川町魚成7026番地 1	西予市城川デイサービスセ ンター	西予市城川町魚成7026番地 1	平成16年4月1日
社会福祉法人城川町社会福 祉施設協会	西予市城川町魚成7026番地 1	西予市城川老人短期入所施 設	西予市城川町魚成7026番地 1	平成16年4月1日

## ○愛媛県告示第1336号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護機関（居宅介護支援事業者）を次のように指定した。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		指定年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人柳谷村社会福祉協議会	上浮穴郡柳谷村大字柳井川923番地	柳谷村指定居宅介護支援事業所	上浮穴郡柳谷村大字柳井川846番地	平成16年4月1日
社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村大字植松428番地	社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村大字植松428番地	平成16年4月1日
社会福祉法人日吉村社会福祉協議会	北宇和郡日吉村下鍵山500番地	社会福祉法人日吉村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	北宇和郡日吉村下鍵山500番地	平成16年4月16日
医療法人沖縄徳洲会	沖縄県島尻郡東風平町字外間80番地	ケアプランセンターパール	宇和島市住吉町二丁目6番24号	平成16年4月1日
有限会社デイサービスセンターふれんど	新居浜市萩生2896番地2	指定居宅介護支援事業所ふれんど	新居浜市萩生2896番地2	平成16年5月21日
有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	有限会社介護サービスひかり	大洲市多田甲642番地	平成16年4月1日
特定非営利活動法人Asanami Work Camp	北条市苞木甲247番地3	AWCケアプランセンター	北条市八反地甲1631番地	平成16年4月15日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	居宅介護支援事業所豊寿園	四国中央市土居町津根2639番地	平成16年4月1日
四国中央市	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	居宅介護支援事業所すいは	四国中央市中之庄町542番地	平成16年4月1日
社会福祉法人四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	四国中央市社会福祉協議会	四国中央市三島宮川四丁目6番55号	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	西予市明浜居宅介護支援事業所	西予市明浜町狩浜2番耕地1177番地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	介護支援のむら	西予市野村町野村9号53番地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	西予市野村介護老人保健施設つくし苑	西予市野村町野村9号47番地3	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	西予市野村在宅介護支援センター	西予市野村町野村9号47番地3	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会三瓶支所	西予市三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会明浜支所	西予市明浜町高山甲3678番地	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会本所	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	平成16年4月1日
社会福祉法人西予市社会福祉協議会	西予市宇和町卯之町二丁目450番地	社会福祉法人西予市社会福祉協議会野村支所	西予市野村町野村12号15番地	平成16年4月1日
西予市	西予市宇和町卯之町三丁目434番地1	西予市城川居宅介護支援事業所	西予市城川町下相938番地	平成16年4月1日

○愛媛県告示第1337号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）の居宅介護事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人面河村社会福祉協議会	上浮穴郡面河村渋草2431番地	面河村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	（変更後） 上浮穴郡面河村渋草2310番地	平成16年4月1日
			（変更前） 上浮穴郡面河村渋草2431番地	

○愛媛県告示第1338号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）の居宅介護支援事業を行う事業所の所在地が次のように変更された。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業を行う事業所		変更年月日
		名称	所在地	
社会福祉法人面河村社会福祉協議会	上浮穴郡面河村渋草2431番地	面河村社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	（変更後） 上浮穴郡面河村渋草2310番地	平成16年4月1日
			（変更前） 上浮穴郡面河村渋草2431番地	

○愛媛県告示第1339号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関の名称	開設者の氏名 又は名称	所在地	廃止年月日
町立宇和病院	宇和町	東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目246	平成16年3月31日
野村町老人保健施設つくし苑	野村町	東宇和郡野村町大字野村9号47番地3	平成16年3月31日

○愛媛県告示第1340号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護事業者）から、居宅介護事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
柳谷村	上浮穴郡柳谷村柳井川923番地	柳谷村指定訪問介護事業所	上浮穴郡柳谷村柳井川923番地	平成16年3月31日
社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村大字植松548番地	社会福祉法人河辺村社会福祉協議会	喜多郡河辺村大字植松548番地	平成15年4月10日
保内町	西宇和郡保内町宮内1-260	保内町ホームヘルプサービス事業所	西宇和郡保内町宮内1-124-1	平成16年3月31日
保内町	西宇和郡保内町宮内1-260	保内町訪問入浴サービス事業所	西宇和郡保内町宮内1-124-1	平成16年3月31日
保内町	西宇和郡保内町宮内1-260	保内町デイサービスセンター	西宇和郡保内町宮内1-124-1	平成16年3月31日

木 下 詔 一	北条市中須賀288 - 5	北条病院	北条市中須賀288 - 5	平成16年3月31日
社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	宇摩郡新宮村新宮50番地	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	宇摩郡新宮村新宮50番地	平成16年3月31日
社会福祉法人土居町社会福祉協議会	宇摩郡土居町入野174 - 3	社会福祉法人土居町社会福祉協議会	宇摩郡土居町入野174 - 3	平成16年3月31日
宇摩地区広域市町村圏組合	伊予三島市中央5 - 9 - 54	短期入所生活介護事業所豊寿園	宇摩郡土居町津根2639	平成16年3月31日
宇摩地区広域市町村圏組合	伊予三島市中央5 - 9 - 54	通所介護事業所ひうち荘	宇摩郡土居町津根2639	平成16年3月31日
上 瀧 祥 子	四国中央市土居町土居2129番地1	うわたきファミリー歯科クリニック	四国中央市土居町土居2129番地1	平成16年5月1日
宇摩地区広域市町村圏組合	伊予三島市中央5 - 9 - 54	通所介護事業所ばんすい	伊予三島市中之庄町542	平成16年3月31日
宇摩地区広域市町村圏組合	伊予三島市中央5 - 9 - 54	短期入所生活介護事業所萬翠荘	伊予三島市中之庄町542	平成16年3月31日
社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会	伊予三島市宮川4 - 6 - 55	伊予三島市社会福祉協議会指定福祉用具貸与事業所	伊予三島市宮川4 - 6 - 55	平成16年3月31日
社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会	伊予三島市宮川4 - 6 - 55	社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	伊予三島市宮川4 - 6 - 55	平成16年3月31日
社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会	伊予三島市宮川4 - 6 - 55	社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	伊予三島市宮川4 - 6 - 55	平成16年3月31日
社会福祉法人川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865	川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865	平成16年3月31日
社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町朝立1番耕地360番地1	三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町朝立1番耕地360番地1	平成16年3月31日
社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町朝立1番耕地360番地1	三瓶町社会福祉協議会訪問入浴介護事業所	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	平成16年3月31日
三瓶町	西宇和郡三瓶町朝立7 - 287 - 3	三瓶町保健福祉課	西宇和郡三瓶町朝立1 - 360 - 1	平成16年3月31日
社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町高山3678	社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町高山3678	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町デイサービスセンター	東宇和郡明浜町狩浜2 - 1177	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町老人短期入所施設	東宇和郡明浜町狩浜2 - 1177	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町国民健康保険田之浜診療所	東宇和郡明浜町田之浜甲1108番地第3	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町国民健康保険俵津診療所	東宇和郡明浜町俵津3 - 228	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町国民健康保険狩江診療所	東宇和郡明浜町大字狩浜2番耕地1321番地第4	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町国民健康保険高山診療所	東宇和郡明浜町高山3656	平成16年3月31日

宇和町	東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目246	町立宇和病院	東宇和郡宇和町大字卯之町一丁目246	平成16年3月31日
社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町卯之町2-450	社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町卯之町2-450	平成16年3月31日
社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町野村12-15	社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町野村12-15	平成16年3月31日
野村町	東宇和郡野村町野村9-47-3	野村町老人保健施設つくし苑	東宇和郡野村町野村9-47-3	平成16年3月31日
野村町	東宇和郡野村町野村12-619	町立野村病院	東宇和郡野村町野村9-53	平成16年3月31日
野村町	東宇和郡野村町野村12-619	野村町国民健康保険惣川診療所	東宇和郡野村町大字惣川28番地	平成16年3月31日
社会福祉法人城川町社会福祉協議会	東宇和郡城川町下相938	社会福祉法人城川町社会福祉協議会	東宇和郡城川町下相938	平成16年3月31日
城川町	東宇和郡城川町下相945	城川町国民健康保険土居診療所	東宇和郡城川町大字土居578番地	平成16年3月31日
城川町	東宇和郡城川町下相945	城川町特別養護老人ホーム寿楽苑	東宇和郡城川町魚成7026	平成16年3月31日
城川町	東宇和郡城川町下相945	城川町デイサービスセンター	東宇和郡城川町魚成7026	平成16年3月31日

○愛媛県告示第1341号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定した介護機関（居宅介護支援事業者）から、居宅介護支援事業を次のように廃止した旨の届出があった。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

介護機関（居宅介護支援事業者）の名称	主たる事務所の所在地	廃止に係る居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
		名称	所在地	
柳谷村	上浮穴郡柳谷村柳井川923番地	柳谷村指定居宅介護支援事業所	上浮穴郡柳谷村柳井川846番地	平成16年3月31日
河辺村	喜多郡河辺村植松548	河辺村福祉課	喜多郡河辺村植松548	平成16年3月31日
社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	宇摩郡新宮村新宮50番地	社会福祉法人新宮村社会福祉協議会	宇摩郡新宮村新宮50番地	平成16年3月31日
社会福祉法人土居町社会福祉協議会	宇摩郡土居町入野174-3	社会福祉法人土居町社会福祉協議会	宇摩郡土居町入野174-3	平成16年3月31日
宇摩地区広域市町村圏組合	伊予三島市中央5-9-54	居宅介護支援事業所豊寿園	宇摩郡土居町津根2639	平成16年3月31日
宇摩地区広域市町村圏組合	伊予三島市中央5-9-54	居宅介護支援事業所すいは	伊予三島市中之庄町542番地	平成16年3月31日
社会福祉法人川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865	川之江市社会福祉協議会	川之江市金生町下分865	平成16年3月31日
社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会	伊予三島市宮川4-6-55	社会福祉法人伊予三島市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	伊予三島市宮川4-6-55	平成16年3月31日



社会福祉法人三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	三瓶町社会福祉協議会	西宇和郡三瓶町大字朝立1番耕地360番地1	平成16年3月31日
三瓶町	西宇和郡三瓶町朝立7-287-3	三瓶町保健福祉課	西宇和郡三瓶町朝立1-360-1	平成16年3月31日
社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町高山3678	社会福祉法人明浜町社会福祉協議会	東宇和郡明浜町高山3678	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町健康管理センター	東宇和郡明浜町高山3656	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町国民健康保険俵津診療所	東宇和郡明浜町俵津3-228	平成16年3月31日
明浜町	東宇和郡明浜町高山3657	明浜町国民健康保険高山診療所	東宇和郡明浜町高山3656	平成16年3月31日
宇和町	東宇和郡宇和町卯之町3-434	宇和町役場保健福祉課	東宇和郡宇和町卯之町3-434	平成16年3月31日
社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町卯之町2-450	社会福祉法人宇和町社会福祉協議会	東宇和郡宇和町卯之町2-450	平成16年3月31日
社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町野村12-15	社会福祉法人野村町社会福祉協議会	東宇和郡野村町野村12-15	平成16年3月31日
野村町	東宇和郡野村町野村9-47-3	野村町老人保健施設つくし苑	東宇和郡野村町野村9-47-3	平成16年3月31日
野村町	東宇和郡野村町野村9-47-3	野村町在宅介護支援センター	東宇和郡野村町野村9-47-3	平成16年3月31日
野村町	東宇和郡野村町野村12-619	町立野村病院	東宇和郡野村町野村9-53	平成16年3月31日
野村町	東宇和郡野村町野村12-619	野村町役場保健福祉課	東宇和郡野村町野村12-15	平成16年3月31日
城川町	東宇和郡城川町下相945	城川町在宅介護支援センター	東宇和郡城川町魚成7026番地	平成16年3月31日

○愛媛県告示第1342号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の10第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000300130115	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折口雅博	児童居宅介護	株式会社コムスン中予ケアセンター	伊予市米湊975-1	平成16年6月10日

○愛媛県告示第1343号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000100141114	株式会社コムスン	東京都港区六本木六丁目10番1号	折口雅博	身体障害者居宅介護	株式会社コムスン中予ケアセンター	伊予市米湊975-1	平成16年6月10日

○愛媛県告示第1344号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。  
平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

事業者番号	指定居宅支援事業者			サービスの種類	指定居宅支援事業所		指 定 日 年 月 日
	名 称	主たる事務所 の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
38000200162119	株式会社コムスン	東京都港区六本木六 丁目10番1号	折 口 雅 博	知的障害者居 宅介護	株式会社コムスン中 予ヶアセンター	伊予市米湊975 - 1	平成16年 6月10日

○愛媛県告示第1345号

農業委員会交付金等交付規程（昭和31年12月愛媛県告示第833号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成16年度分の補助金から適用する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

第2条第1項③の表農業委員会に要する経費の部農地情報管理システム整備事業に要する経費の項経費の欄中「農地情報管理システム整備事業」を「農地情報利用効率化対策事業」に改め、同部農業委員会活動強化対策事業に要する経費の項同欄中「農業委員会活動強化対策事業」を「農業委員会等活動強化対策事業」に改め、同表県農業会議に要する経費の部農地調整関係等調査に要する経費の項を削り、同条第3項第1号中「農地情報管理システム整備事業」を「農地情報利用効率化対策事業」に、「農業委員会活動強化対策事業」を「農業委員会等活動強化対策事業」に改め、同項第2号中「農地調整関係等調査に要する経費」を削る。

第3条、第7条及び第8条中「5部」を「1部」に改める。

様式第2号の(1)6及び7を次のように改める。

6 農地情報利用効率化対策事業

(1) 農地地図情報システム

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区
- ウ 農地地図情報システム活用・普及推進検討会参加計画
  - (ア) 参加時期 年 月 日
  - (イ) 参加人員 人

(2) 台帳照合用システム

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区

(3) 共有ネットワークシステム

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区

7 農業委員会等活動強化対策事業

(1) 広域連携活動実施地区数 地区

- ア 広域連携企画検討会
  - (ア) 開催回数 回
  - (イ) 活動計画
- イ 現地活動（活動内容）
- ウ 対策検討会の開催計画
  - (ア) 開催回数 回
  - (イ) 活動計画

エ 対策活動（活動内容）

- (2) 農地等情報収集体制支援研修会実施地区数 地区
  - ア 研修会の開催計画
    - (ア) 開催回数 回
    - (イ) 参加人員 人
    - (ウ) 講師及び研修内容
  - イ 意見交換会の開催計画
    - (ア) 開催回数 回
    - (イ) 参加人員 人
    - (ウ) 主な内容
- (3) 活動評価検討会地区数 地区
- (4) 活動評価検討会
  - ア 開催時期 年 月 日
  - イ 評価内容

様式第2号の(2)3から5までを次のように改める。

3 農地情報利用効率化対策事業

- (1) 遂行方針
- (2) 企画検討会
  - ア 開催時期 年 月 日
  - イ 開催場所
  - ウ 参加人員 人
  - エ 主な検討内容
- (3) 農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催計画
  - ア 開催時期 年 月 日
  - イ 開催場所
  - ウ 参加人員 人
  - エ 主な検討内容
- (4) 農地地図情報システム活用状況等調査・分析計画（調査の内容）
- (5) 農地地図情報システム研修会の参加計画
  - ア 参加時期 年 月 日
  - イ 参加場所
  - ウ 参加人員 人
- (6) 農地地図情報システム濃密指導の実施計画
  - ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回
  - イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払計画
- (7) 農地等情報活用検討会の開催計画
  - ア 開催時期 年 月 日
  - イ 開催場所
  - ウ 参加人員 人
  - エ 主な検討内容

- (8) 共有ネットワーク利活用検討会の開催計画
    - ア 開催時期 年 月 日
    - イ 開催場所
    - ウ 参加人員 人
    - エ 主な検討内容
  - (9) 共有ネットワーク濃密指導の実施計画
    - ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回
    - イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払計画
  - (10) 共有ネットワークシステム・マニュアル作成計画
    - ア 発行回数 回
    - イ 発行部数 部
  - (11) 農地等情報活用促進システムの導入等の実施計画（農地等情報の電子入力延べ日数）
  - (12) 農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催計画
    - ア 開催時期 年 月 日
    - イ 開催場所
    - ウ 参加人員 人
    - エ 主な検討内容
- 4 農業委員会等活動強化対策事業
- (1) 農業会議職員研修会への出席（出席計画）
  - (2) 農業委員等研修会
    - ア 基礎研修会の開催計画
      - (ア) 開催時期 年 月 日
      - (イ) 開催場所
      - (ウ) 参加人員 人
      - (エ) 講師
      - (オ) 主な研修内容
    - イ 特別研修会の開催計画
      - (ア) 開催時期 年 月 日
      - (イ) 開催場所
      - (ウ) 参加人員 人
      - (エ) 講師
      - (オ) 主な研修内容
    - ウ 専門研修会の開催計画
      - (ア) 開催時期 年 月 日
      - (イ) 開催場所
      - (ウ) 参加人員 人
      - (エ) 講師
      - (オ) 主な研修内容
  - (3) 巡回指導の実施計画
    - ア 対象委員会数 委員会
    - イ 指導回数 回
  - (4) 活動事例集の作成計画
    - ア 調査員数 人
    - イ 発行回数 回
    - ウ 発行部数 部
  - (5) 調査事業の実施内容
    - ア 調査項目
    - イ 調査会の開催計画
      - (ア) 開催場所
      - (イ) 開催回数 回

- (ウ) 参加人員 人
  - ウ 調査方法
  - (6) 農地調整関係等調査事業の推進方針
    - ア 調査計画（見込）件数
      - (ア) 転用のための権利移動 件
      - (イ) 賃貸借の解除及び解約 件
      - (ウ) 土地区画整理事業 件
      - (エ) 農業経営基盤強化促進基本方針 件
      - (オ) 特定利用権設定 件
      - (カ) 開発行為別 件
    - イ 調査所要人員 人
  - (7) 広域連携活動指導の実施計画
    - ア 対象委員会数 委員会
    - イ 指導回数 回
  - (8) 活動評価検討会の開催計画
    - ア 開催時期 年 月 日
    - イ 開催場所
    - ウ 対象委員会数 委員会
    - エ 主な検討内容
  - (9) 活動評価委員の委嘱計画
    - ア 氏名
    - イ 職業
    - ウ 従事日数 日
    - エ 謝金の支払計画
  - (10) 農業委員会組織業務効率化検討会の開催計画
    - ア 開催時期 年 月 日
    - イ 開催場所
    - ウ 参加人員 人
    - エ 主な検討内容
  - (11) 農業委員会組織業務効率化実態調査の実施計画
    - ア 調査時期 年 月 日
    - イ 調査内容
    - ウ 調査方法
- 5 連携強化推進体制整備事業
- (1) 連携強化推進協議会の開催計画
    - ア 開催時期 年 月 日
    - イ 開催場所
    - ウ 参加人員 人
    - エ 協議内容
- 様式第2号の(2)中6及び7を削り、8を6とし、9を7とする。
- 様式第3号の(1)(2)の表区分の欄4(2)及び(3)を次のように改める。
- (2) 農地情報利用効率化対策事業費
  - (3) 農業委員会等活動強化対策事業費
- 様式第3号の(2)(2)の表区分の欄5を次のように改める。
- 5 業務費
- (1) 農地情報利用効率化対策事業費
  - (2) 農業委員会等活動強化対策事業費
    - ア 農業委員及び職員等の研修会等
    - イ 農業委員会組織業務効率化
  - (3) 連携強化推進体制整備事業費
- 様式第3号の(2)(2)の表区分の欄中6を削り、7を6とし、

8を7とする。

様式第8号の(1)5及び6を次のように改める。

5 農地情報利用効率化対策事業

(1) 農地地図情報システム

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区
- ウ 農地地図情報システム活用・普及推進検討会参加内容

- (ア) 参加時期 年 月 日
- (イ) 参加人員 人

(2) 台帳照合用システム

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区

(3) 共有ネットワークシステム

- ア 整備方針
- イ 実施地区数 地区

6 農業委員会等活動強化対策事業

(1) 広域連携活動実施地区数 地区

- ア 広域連携企画検討会
- (ア) 開催回数 回
- (イ) 活動実績

- イ 現地活動(活動内容)
- ウ 対策検討会の開催内容
- (ア) 開催回数 回
- (イ) 活動実績

エ 対策活動(活動内容)

(2) 農地等情報収集体制支援研修会実施地区数 地区

- ア 研修会の開催内容
- (ア) 開催回数 回
- (イ) 参加人員 人
- (ウ) 講師及び研修内容

- イ 意見交換会の開催内容
- (ア) 開催回数 回
- (イ) 参加人員 人
- (ウ) 主な内容

(3) 活動評価検討会地区数 地区

(4) 活動評価検討会

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 評価内容

様式第8号の(1)8の表業務費の部農地情報管理システム整備事業費の項区分の欄中「農地情報管理システム整備事業費」を「農地情報利用効率化対策事業費」に改め、同部農業委員会活動強化対策事業費の項同欄中「農業委員会活動強化対策事業費」を「農業委員会等活動強化対策事業費」に改める。

様式第8号の(2)4から6までを次のように改める。

4 農地情報利用効率化対策事業

(1) 遂行方針

(2) 企画検討会

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 主な検討内容

(3) 農地地図情報システム活用・普及推進検討会の開催内容

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 主な検討内容

(4) 農地地図情報システム活用状況等調査・分析内容(調査の内容)

(5) 農地地図情報システム研修会の参加内容

- ア 参加時期 年 月 日
- イ 参加場所
- ウ 参加人員 人

(6) 農地地図情報システム濃密指導の実施内容

- ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回
- イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払実績

(7) 農地等情報利活用検討会の開催内容

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 主な検討内容

(8) 共有ネットワーク利活用検討会の開催内容

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 主な検討内容

(9) 共有ネットワーク濃密指導の実施内容

- ア 対象委員会数及び指導回数 委員会 回
- イ 指導員の氏名、職業、従事日数及び謝金の支払実績

(10) 共有ネットワークシステム・マニュアル作成内容

- ア 発行回数 回
- イ 発行部数 部

(11) 農地等情報活用促進システムの導入等の実施内容(農地等情報の電子入力延べ日数)

(12) 農地等情報活用促進システム利活用検討会の開催内容

- ア 開催時期 年 月 日
- イ 開催場所
- ウ 参加人員 人
- エ 主な検討内容

5 農業委員会等活動強化対策事業

(1) 農業会議職員研修会への出席(出席実績)

(2) 農業委員等研修会

ア 基礎研修会の開催内容

- (ア) 開催時期 年 月 日
- (イ) 開催場所
- (ウ) 参加人員 人
- (エ) 講師
- (オ) 主な研修内容

イ 特別研修会の開催内容

- (ア) 開催時期 年 月 日
- (イ) 開催場所

- (ウ) 参加人員 人
- (エ) 講師
- (オ) 主な研修内容
- ウ 専門研修会の開催内容
  - (ア) 開催時期 年 月 日
  - (イ) 開催場所
  - (ウ) 参加人員 人
  - (エ) 講師
  - (オ) 主な研修内容
- (3) 巡回指導の実施内容
  - ア 対象委員会数 委員会
  - イ 指導回数 回
- (4) 活動事例集の作成内容
  - ア 調査員数 人
  - イ 発行回数 回
  - ウ 発行部数 部
- (5) 調査事業の実施内容
  - ア 調査項目
  - イ 調査会の開催内容
    - (ア) 開催場所
    - (イ) 開催回数 回
    - (ウ) 参加人員 人
  - ウ 調査方法
- (6) 農地調整関係等調査事業の推進方針
  - ア 調査件数
    - (ア) 転用のための権利移動 件
    - (イ) 賃貸借の解除及び解約 件
    - (ウ) 土地区画整理事業 件
    - (エ) 農業経営基盤強化促進基本方針 件
    - (オ) 特定利用権設定 件
    - (カ) 開発行為別 件
  - イ 調査所要人員 人
- (7) 広域連携活動指導の実施内容
  - ア 対象委員会数 委員会
  - イ 指導回数 回
- (8) 活動評価検討会の開催内容
  - ア 開催時期 年 月 日
  - イ 開催場所
  - ウ 対象委員会数 委員会
  - エ 主な検討内容
- (9) 活動評価委員の委嘱内容
  - ア 氏名
  - イ 職業
  - ウ 従事日数 日
  - エ 謝金の支払実績
- (10) 農業委員会組織業務効率化検討会の開催内容
  - ア 開催時期 年 月 日
  - イ 開催場所
  - ウ 参加人員 人
  - エ 主な検討内容
- (11) 農業委員会組織業務効率化実態調査の実施内容
  - ア 調査時期 年 月 日
  - イ 調査内容

ウ 調査方法

6 連携強化推進体制整備事業

(1) 連携強化推進協議会の開催内容

ア 開催時期 年 月 日

イ 開催場所

ウ 参加人員 人

エ 協議内容

様式第8号の(2)中7から9までを削り、10を7とし、11を8とする。

様式第9号の(1)(2)の表4の項(2)区分の欄中「農地情報管理システム整備事業費」を「農地情報利用効率化対策事業費」に改め、同項(3)同欄中「農業委員会活動強化対策事業費」を「農業委員会等活動強化対策事業費」に改める。

様式第9号の(2)(2)の表中

「5 農地調整関係等調査費		
6 業 務 費		
(1) 調 査 費		
(2) 農業委員会活動強化対策事業費		
(3) 農地情報管理システム整備事業費	農地基本台帳電子化普及指導員謝金	円
	農地地図情報システム濃密指導員謝金	円
	その他	円
(4) 連携強化推進体制整備事業費		

を

「5 業 務 費		
(1) 農地情報利用効率化対策事業費	農地地図情報システム濃密指導員謝金	円
	共有ネットワーク濃密指導員謝金	円
	その他	円
(2) 農業委員会活動強化対策事業費		
ア 農業委員及び職員等の研修会等		
イ 農業委員会組織業務効率化		
(3) 連携強化推進体制整備事業費		

に改め、同表区分の欄中7を6とし、8を7とする。

○愛媛県告示第1346号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のように埋立てを免許した。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

- 1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- 宇和島市  
宇和島市曙町1番地  
代表者 市長 石橋 寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

宇和島市遊子2009番11から同遊子2256番までの地先  
公有水面

イ 区域

次の①点から⑨⑥点までを順次直線で結んだ線並びに  
⑨⑥点と①点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C・D・L  
・+2.25メートル）の陸と公有水面との接する線によ  
り囲まれた区域

基点（宇和島市遊子2009番2地先の市道に設置され  
た金属錕）は、北緯33度12分26秒、東経132度27分42  
秒の地点

①点は、基点から真北236度56分32秒11.46メー  
トルの地点

②点は、①点から真北130度53分39秒0.64メー  
トルの地点

③点は、②点から真北134度23分13秒3.67メー  
トルの地点

④点は、③点から真北219度51分26秒8.60メー  
トルの地点

⑤点は、④点から真北309度52分16秒2.81メー  
トルの地点

⑥点は、⑤点から真北39度52分04秒2.00メー  
トルの地点

⑦点は、⑥点から真北309度51分29秒18.19メー  
トルの地点

⑧点は、⑦点から真北309度51分30秒20.00メー  
トルの地点

⑨点は、⑧点から真北307度46分51秒20.69メー  
トルの地点

⑩点は、⑨点から真北307度10分38秒3.75メー  
トルの地点

⑪点は、⑩点から真北214度29分41秒1.70メー  
トルの地点

⑫点は、⑪点から真北304度10分15秒0.48メー  
トルの地点

⑬点は、⑫点から真北33度47分20秒1.00メー  
トルの地点

⑭点は、⑬点から真北301度41分23秒2.88メー  
トルの地点

⑮点は、⑭点から真北209度38分16秒1.00メー  
トルの地点

⑯点は、⑮点から真北298度18分55秒1.70メー  
トルの地点

⑰点は、⑯点から真北27度03分04秒1.70メー  
トルの地点

⑱点は、⑰点から真北291度00分45秒8.53メー  
トルの地点

⑲点は、⑱点から真北278度36分34秒8.70メー  
トルの地点

⑳点は、⑲点から真北266度01分57秒8.77メー  
トル

の地点

㉑点は、㉐点から真北261度58分22秒19.17メー  
トルの地点

㉒点は、㉑点から真北260度14分03秒4.14メー  
トルの地点

㉓点は、㉒点から真北265度47分21秒11.05メー  
トルの地点

㉔点は、㉓点から真北277度50分26秒11.17メー  
トルの地点

㉕点は、㉔点から真北289度47分18秒11.06メー  
トルの地点

㉖点は、㉕点から真北301度47分08秒11.17メー  
トルの地点

㉗点は、㉖点から真北307度51分17秒1.22メー  
トルの地点

㉘点は、㉗点から真北217度48分59秒1.70メー  
トルの地点

㉙点は、㉘点から真北307度51分27秒0.50メー  
トルの地点

㉚点は、㉙点から真北37度48分46秒1.00メー  
トルの地点

㉛点は、㉚点から真北306度47分37秒2.81メー  
トルの地点

㉜点は、㉛点から真北217度50分54秒1.00メー  
トルの地点

㉝点は、㉜点から真北305度46分18秒1.69メー  
トルの地点

㉞点は、㉝点から真北35度26分16秒1.70メー  
トルの地点

㉟点は、㉞点から真北303度28分58秒9.39メー  
トルの地点

㊱点は、㉟点から真北298度14分41秒15.63メー  
トルの地点

㊲点は、㊱点から真北298度08分05秒3.49メー  
トルの地点

㊳点は、㊲点から真北292度15分34秒7.45メー  
トルの地点

㊴点は、㊳点から真北277度15分46秒7.10メー  
トルの地点

㊵点は、㊴点から真北261度33分46秒7.46メー  
トルの地点

㊶点は、㊵点から真北245度02分44秒7.80メー  
トルの地点

㊷点は、㊶点から真北234度34分45秒2.72メー  
トルの地点

㊸点は、㊷点から真北144度19分50秒1.70メー  
トルの地点

㊹点は、㊸点から真北234度30分13秒0.50メー  
トルの地点

㊺点は、㊹点から真北323度57分34秒0.99メー  
トルの地点

㊻点は、㊺点から真北233度56分33秒2.79メー  
トルの地点

④7点は、④6点から真北 143 度54分45秒0.99メートルの地点  
 ④8点は、④7点から真北 233 度46分44秒1.70メートルの地点  
 ④9点は、④8点から真北 323 度45分33秒1.70メートルの地点  
 ⑤0点は、④9点から真北 233 度56分19秒 11.36メートルの地点  
 ⑤1点は、⑤0点から真北 231 度34分50秒 20.00メートルの地点  
 ⑤2点は、⑤1点から真北 231 度03分38秒9.33メートルの地点  
 ⑤3点は、⑤2点から真北 234 度01分53秒 12.65メートルの地点  
 ⑤4点は、⑤3点から真北 242 度10分37秒 12.67メートルの地点  
 ⑤5点は、⑤4点から真北 245 度05分04秒 19.97メートルの地点  
 ⑤6点は、⑤5点から真北 246 度03分57秒7.84メートルの地点  
 ⑤7点は、⑤6点から真北 257 度52分18秒3.08メートルの地点  
 ⑤8点は、⑤7点から真北 270 度13分43秒3.94メートルの地点  
 ⑤9点は、⑤8点から真北 276 度02分37秒6.95メートルの地点  
 ⑥0点は、⑤9点から真北 275 度57分41秒 10.89メートルの地点  
 ⑥1点は、⑥0点から真北 185 度54分40秒1.70メートルの地点  
 ⑥2点は、⑥1点から真北 275 度37分05秒0.50メートルの地点  
 ⑥3点は、⑥2点から真北 6 度15分23秒1.00メートルの地点  
 ⑥4点は、⑥3点から真北 276 度06分38秒2.80メートルの地点  
 ⑥5点は、⑥4点から真北 185 度37分27秒1.00メートルの地点  
 ⑥6点は、⑥5点から真北 275 度56分40秒1.70メートルの地点  
 ⑥7点は、⑥6点から真北 5 度54分40秒1.70メートルの地点  
 ⑥8点は、⑥7点から真北 275 度57分15秒1.99メートルの地点  
 ⑥9点は、⑥8点から真北 271 度16分19秒4.82メートルの地点  
 ⑦0点は、⑥9点から真北 258 度03分10秒4.71メートルの地点  
 ⑦1点は、⑦0点から真北 244 度49分33秒4.82メートルの地点  
 ⑦2点は、⑦1点から真北 231 度35分49秒4.72メートルの地点  
 ⑦3点は、⑦2点から真北 227 度07分08秒 15.01メート

ルの地点

⑦4点は、⑦3点から真北 230 度25分55秒 10.72メートルの地点  
 ⑦5点は、⑦4点から真北 231 度00分39秒 10.67メートルの地点  
 ⑦6点は、⑦5点から真北 230 度48分47秒1.43メートルの地点  
 ⑦7点は、⑦6点から真北 141 度03分06秒1.68メートルの地点  
 ⑦8点は、⑦7点から真北 231 度05分07秒3.00メートルの地点  
 ⑦9点は、⑦8点から真北 321 度03分50秒1.67メートルの地点  
 ⑧0点は、⑦9点から真北 231 度03分40秒5.46メートルの地点  
 ⑧1点は、⑧0点から真北 231 度00分08秒 11.29メートルの地点  
 ⑧2点は、⑧1点から真北 227 度00分26秒9.71メートルの地点  
 ⑧3点は、⑧2点から真北 220 度29分32秒1.98メートルの地点  
 ⑧4点は、⑧3点から真北 129 度23分39秒1.70メートルの地点  
 ⑧5点は、⑧4点から真北 219 度07分58秒0.51メートルの地点  
 ⑧6点は、⑧5点から真北 308 度47分13秒1.00メートルの地点  
 ⑧7点は、⑧6点から真北 217 度11分15秒2.85メートルの地点  
 ⑧8点は、⑧7点から真北 125 度35分58秒1.00メートルの地点  
 ⑧9点は、⑧8点から真北 214 度36分22秒1.70メートルの地点  
 ⑨0点は、⑧9点から真北 303 度38分33秒1.70メートルの地点  
 ⑨1点は、⑨0点から真北 212 度11分41秒2.58メートルの地点  
 ⑨2点は、⑨1点から真北 212 度05分34秒6.02メートルの地点  
 ⑨3点は、⑨2点から真北 211 度47分15秒 20.00メートルの地点  
 ⑨4点は、⑨3点から真北 210 度45分25秒 15.00メートルの地点  
 ⑨5点は、⑨4点から真北 210 度37分07秒4.74メートルの地点  
 ⑨6点は、⑨5点から真北 343 度24分13秒6.10メートルの地点

ウ 面積  
 3,660.46平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置  
 宇和島市遊子2009番11から同遊子2272番までの地先公有水面及び陸域

## イ 区域

次の①点から⑳点までを順次直線で結んだ線及び㉓点と①点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点（宇和島市遊子2009番2地先の市道に設置された金属錐）は、北緯33度12分26秒、東経 132 度27分42秒の地点

①点は、基点から真北 146 度50分29秒 33.08メートルの地点

②点は、①点から真北 169 度34分20秒 81.30メートルの地点

③点は、②点から真北 228 度40分25秒 60.56メートルの地点

④点は、③点から真北 303 度14分51秒 55.33メートルの地点

⑤点は、④点から真北 320 度24分23秒 29.50メートルの地点

⑥点は、⑤点から真北 296 度27分10秒 56.63メートルの地点

⑦点は、⑥点から真北 282 度34分27秒148.33メートルの地点

⑧点は、⑦点から真北 237 度16分41秒119.50メートルの地点

⑨点は、⑧点から真北 240 度24分52秒 39.16メートルの地点

⑩点は、⑨点から真北 298 度17分39秒 27.99メートルの地点

⑪点は、⑩点から真北 323 度16分10秒 11.07メートルの地点

⑫点は、⑪点から真北 2 度57分51秒9.45メートルの地点

⑬点は、⑫点から真北11度02分50秒4.62メートルの地点

⑭点は、⑬点から真北20度27分48秒5.83メートルの地点

⑮点は、⑭点から真北23度37分13秒7.03メートルの地点

⑯点は、⑮点から真北28度11分35秒5.00メートルの地点

⑰点は、⑯点から真北28度54分42秒9.54メートルの地点

⑱点は、⑰点から真北27度53分53秒9.74メートルの地点

⑲点は、⑱点から真北30度56分06秒3.48メートルの地点

⑳点は、⑲点から真北37度53分32秒 13.11メートルの地点

㉑点は、㉑点から真北41度32分30秒3.09メートルの地点

㉒点は、㉑点から真北47度07分51秒8.66メートルの地点

㉓点は、㉒点から真北48度40分30秒6.24メートルの地点

㉔点は、㉓点から真北57度07分11秒4.42メートルの

## 地点

㉕点は、㉔点から真北53度27分37秒8.62メートルの地点

㉖点は、㉕点から真北46度43分20秒7.28メートルの地点

㉗点は、㉖点から真北45度51分15秒5.17メートルの地点

㉘点は、㉗点から真北45度16分10秒 11.47メートルの地点

㉙点は、㉘点から真北44度30分54秒 10.40メートルの地点

㉚点は、㉙点から真北50度42分55秒 13.57メートルの地点

㉛点は、㉚点から真北52度07分08秒5.83メートルの地点

㉜点は、㉛点から真北69度52分40秒3.80メートルの地点

㉝点は、㉜点から真北86度39分34秒5.40メートルの地点

㉞点は、㉝点から真北93度38分24秒 14.98メートルの地点

㉟点は、㉞点から真北95度31分49秒 13.14メートルの地点

㊱点は、㉟点から真北95度37分40秒2.63メートルの地点

㊲点は、㊱点から真北85度14分42秒3.88メートルの地点

㊳点は、㊲点から真北70度48分40秒 32.52メートルの地点

㊴点は、㊳点から真北63度56分35秒6.53メートルの地点

㊵点は、㊴点から真北49度00分46秒 27.46メートルの地点

㊶点は、㊵点から真北48度22分38秒 19.23メートルの地点

㊷点は、㊶点から真北54度45分21秒4.67メートルの地点

㊸点は、㊷点から真北62度16分26秒 10.88メートルの地点

㊹点は、㊸点から真北63度37分12秒9.95メートルの地点

㊺点は、㊹点から真北68度09分14秒 12.60メートルの地点

㊻点は、㊺点から真北74度22分41秒3.71メートルの地点

㊼点は、㊻点から真北88度49分07秒2.72メートルの地点

㊽点は、㊼点から真北 111 度33分47秒4.69メートルの地点

㊾点は、㊽点から真北 135 度07分27秒4.79メートルの地点

㊿点は、㊾点から真北 126 度41分46秒 19.10メートルの地点



①点は、⑤点から真北 127 度51分10秒 12.33メートルの地点  
 ②点は、①点から真北 125 度37分01秒 11.79メートルの地点  
 ③点は、②点から真北 114 度39分18秒8.66メートルの地点  
 ④点は、③点から真北 115 度47分59秒8.37メートルの地点  
 ⑤点は、④点から真北 107 度34分05秒5.36メートルの地点  
 ⑥点は、⑤点から真北96度10分16秒3.71メートルの地点  
 ⑦点は、⑥点から真北92度00分35秒4.56メートルの地点  
 ⑧点は、⑦点から真北83度07分11秒3.03メートルの地点  
 ⑨点は、⑧点から真北78度22分57秒 14.77メートルの地点  
 ⑩点は、⑨点から真北85度45分19秒 22.95メートルの地点  
 ⑪点は、⑩点から真北89度43分17秒3.55メートルの地点  
 ⑫点は、⑪点から真北96度59分19秒2.97メートルの地点  
 ⑬点は、⑫点から真北 106 度16分49秒7.09メートルの地点  
 ⑭点は、⑬点から真北 116 度33分10秒 10.81メートル

の地点  
 ⑮点は、⑭点から真北 121 度04分44秒4.62メートルの地点  
 ⑯点は、⑮点から真北 121 度40分32秒6.19メートルの地点  
 ⑰点は、⑯点から真北 127 度18分59秒4.88メートルの地点  
 ⑱点は、⑰点から真北 131 度39分15秒 12.92メートルの地点  
 ⑲点は、⑱点から真北 130 度45分03秒8.81メートルの地点  
 ⑳点は、⑲点から真北 121 度48分40秒 15.20メートルの地点  
 ㉑点は、㉑点から真北98度16分47秒7.53メートルの地点  
 ㉒点は、㉑点から真北 201 度13分29秒5.50メートルの地点  
 ㉓点は、㉒点から真北 132 度10分59秒4.87メートルの地点

ウ 面積

50,121.24平方メートル

3 埋立地の用途

道路用地 約 2,570平方メートル  
 漁港施設用地 約 1,090平方メートル

4 埋立免許年月日

平成16年6月4日

○愛媛県告示第1347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	松山北条線	松山市山田町乙221番2から 同町乙222番1地先まで	旧	メートル 14.0~17.8	キロメートル 0.040	
			新	14.0~20.4	0.040	
"	"	松山市山田町乙225番4地先から 同町乙226番地先まで	旧	15.4~17.8	0.006	
			新	15.4~18.4	0.006	
"	"	松山市山田町乙228番8から 同町乙228番3地先まで	旧	9.6~20.2	0.050	
			新	9.6~24.2	0.050	
"	"	松山市山田町1386番18	旧	15.4~21.2	0.015	
			新	16.8~22.4	0.015	
"	"	松山市山田町乙249番10	旧	20.4~22.0	0.020	
			新	21.2~23.6	0.020	

○愛媛県告示第1348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山北条線	松山市山田町乙221番2から 同町乙222番1地先まで	平成16年6月18日
"	"	松山市山田町乙225番4地先から 同町乙226番地先まで	"
"	"	松山市山田町乙228番8から 同町乙228番3地先まで	"
"	"	松山市山田町1386番18	"
"	"	松山市山田町乙249番10	"

○愛媛県告示第1349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、松山地方局久万土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	上浮穴郡久万町大字直瀬乙1450番2から 同大字乙1456番4まで	旧	メートル 7.4~16.4 13.4~27.5	キロメートル 0.063 0.089	
			新	13.4~27.5	0.089	

○愛媛県告示第1350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7546番2から 同町大瀬南7559番4まで	旧	メートル 4.0~7.3	キロメートル 0.155	
			新	7.3~27.5	0.139	

○愛媛県告示第1351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	立石内子線	喜多郡内子町大瀬南7546番2から 同町大瀬南7559番4まで	平成16年6月18日

## ○愛媛県告示第1352号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
16四土（開）第4号 平成16年5月31日	四国中央市土居町野田甲1556番、甲1560番2及び甲1557番	四国中央市三島宮川四丁目9番53号 カクケイ株式会社 代表取締役 井原 威雄

## ○愛媛県告示第1353号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

## 1 道路の位置

四国中央市具定町字正之森 299 番 1、301 番 3 及び 299 番 12

## 2 申請人の住所氏名

四国中央市川之江町長須38番地

有限会社富士住サービス

代表取締役 白石 一忠

## 3 図面省略

## 公 告

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年6月10日	NPO法人 カラダ・元気応援団H I S C O M	八 田 十美子	愛媛県新居浜市久保田町一丁目4番29号	この法人は、地域の住民に対して、健康推進に関する事業を行い、心身ともに健康な生活を営むことをサポートし、健康で元気なまちづくりを行うための福祉の増進、社会教育の推進等を目的とする。

## ○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年6月18日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成16年6月10日	特定非営利活動法人 エイジングサポートセンター	三 好 明 夫	愛媛県温泉郡重信町大字田窪1976番地6	本法人は、会員や市民に対して児童福祉、身体障害者（児）福祉、知的障害者（児）福祉、精神障害者福祉、高齢者福祉に対する理解を深め、これらの者の人権を守り、生活の質の向上のために、自立支援に関する相談や支援事業を行うことにより、福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第8号

博物館法（昭和26年法律第285号）第13条第2項の規定に基づき、次のように登録事項の変更を登録した。

平成16年 6月18日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

区 分	登録番号	設置者の名称	名 称	所 在 地	変更の理由	変更登録年月日
変更後	第12号	愛媛県	愛媛県歴史文化博物館	西予市宇和町卯之町四丁目11番地2	西予市の発足による。	平成16年 6月 8日
変更前				東宇和郡宇和町卯之町四丁目11番地2		

選挙管理委員会告示

平成16年 6月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

○愛媛県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号（他の法令において準用され、又は例によることとされている場合を含む。）の規定により不在者投票のできる病院として指定したもののうち、久和会立花外科病院について、次のとおり名称の変更があった。

名 称	新	旧
	久和会立花病院	久和会立花外科病院

○愛媛県選挙管理委員会告示第50号

愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年 6月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 藤 山 薫

愛媛県選挙事務執行規程の一部を改正する規程

愛媛県選挙事務執行規程（昭和37年 5月25日愛媛県選挙管理委員会告示）の一部を次のように改正する。

第4条、第7条及び第12条中「不在者投票用封筒」を「投票用封筒」に改める。

第13条中「投票管理者は、」を「投票所において、投票管理者は、」に改める。

第13条に次の1項を加える。

- 2 政令第49条の7の規定により読み替えて適用される政令第43条の規定によってかぎを封印したときは、その表面にかぎが在中する旨並びに投票管理者の職、氏名、これを封印した者の職、氏名及び2以上の期日前投票所を設けた場合にあっては当該期日前投票所を記載するものとする。

第17条の次に次の2条を加える。

（期日前投票における関係規定の適用の特例）

**第17条の2** 法第48条の2第1項の場合においては、第8条中「選挙の期日の翌日に」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の末日に」と、第15条第1項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町村委員会」と、「法第55条」とあるのは「法第55条及び政令第49条の10」と、「投票箱等」とあるのは「投票箱等及び封印をした投票箱のかぎ」と、同条第2項中「投票管理者」とあるのは「投票管理者又は市町村委員会」と、「開票管理者に」とあるのは「投票管理者にあっては、市町村委員会に、市町村委員会にあっては、開票管理者にそれぞれ」と、第21条第1項中「開票管理者は、投票箱の送致を受けたときは」とあるのは「市町村委員会又は開票管理者は、投票箱等及び封印をした投票箱のかぎの送致を受けたときは」と、同条第3項中「前項の報告を受けたとき」とあるのは「前項の報告を受けたとき又は自ら保管中の投票箱及びそのかぎに異状が生じたとき」とし、第14条及び第17条の規定は、適用しない。

（投票所に関する規定の準用）

**第17条の3** 第10条の規定は、期日前投票所について準用する。この場合において、第10条中「選挙の期日」とあるのは「期日前投票所を設ける期間の初日」と、「投票所」とあるのは「期日前投票所」と読み替えるものとする。

第18条の次に次の1条を加える。

（在外選挙人名簿に登録されている選挙人の国内における投票に係る関係規定の適用の特例）

**第18条の2** 在外選挙人名簿に登録されている選挙人（当該選挙人のうち選挙人名簿に登録されているもので政令第65条の2

に規定する者を除く。)で衆議院議員又は参議院議員の選挙において投票をしようとするものの国内における投票及びこれに関し必要な手続に係る規定の適用については、第4条第1項中「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「法第19条第3項」とあるのは「法第30条の2第4項」と、第9条中「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、第12条中「投票管理者(指定関係投票区の投票管理者を除く)」とあるのは「指定在外選挙投票区の投票管理者」と、「不在者投票に関する調書」とあるのは「在外選挙人の不在者投票に関する調書」と、「選挙人名簿」とあるのは「在外選挙人名簿」と、「投票用封筒及び不在者投票証明書」とあるのは「投票用封筒」と読み替えるものとする。

別記報告等様式目次9の項中「法40条2項」の下に「法第48条の2 3項」を加え、同目次13の項中「程8条」の下に「程17条の2」を加える。

別記第6号様式を次のように改める。

第6号様式

承 諾 書

何年何月何日執行の何選挙における {何月何日の(何)期日前投票所} の {投票管理者 投票管理者の職務代理人 投票立会人} となることを承諾します。

何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 殿

住 所

氏 名 印

注 投票立会人において立ち会うべき時間を定めた場合には、時間を付記すること。

別記第7号様式を次のように改める。

第7号様式

記号

何年何月何日

氏 名 あて

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長

氏 名

印

投票立会人の選任について

何年何月何日執行の何選挙における {何月何日の(何)期日前投票所} の投票立会人に選任したから、本書及び印章持参のうえ、何月何日何時何分までに {期日前投票所} へ参集してください。

注1 立ち会うべき時間を定めた場合には、時間を付記すること。

2 承諾書を同封する場合には、折り返し返送又は提出を願う旨を付記すること。

別記第8号様式を次のように改める。

第8号様式

記号

何年何月何日

氏 名 あて

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長

氏 名

印

投票立会人の選任について

何年何月何日執行の何選挙における {何月何日の(何)期日前投票所} の投票立会人を次のとおり選任したから通知します。

党 派	氏 名	住 所	選任年月日	備 考

注 備考欄には、選任の経緯、立ち会うべき時間その他参考となる事項を適宜記入すること。

別記第9号様式中「第9号様式」を「第9号様式」に改め、同様式に次のように加える。

その2

記号

何年何月何日

何選挙区投票管理者

氏 名 あて

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長

氏 名

印

期日前投票所 {の開閉時刻 を開く時刻 を閉じる時刻} の {繰り上げ 繰り下げ} について

何年何月何日執行の何選挙について、(何)期日前投票所 { の開閉時刻を閉く時刻を閉じる時刻 } の { 繰り上げ繰り下げ } を次のように定めたから通知します。

1 投票所を開く時刻を何時に繰り下げ閉じる時刻を何時に繰り上げる。

別記第10号様式中「第10号様式」を「第10号様式その1」に改め、同様式に次のように加える。

その2

何選挙期日前投票所

別記第11号様式中「投票所設備その1」を「投票所(期日前投票所)設備その1」に、「投票所設備その2」を「投票所(期日前投票所)設備その2」に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式

記号 何年何月何日

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 あて

{ (何)期日前投票所 何投票区 } 投票管理者 氏 名 印

投票用紙等の受払について

何年何月何日執行の何選挙における投票用紙等の受払は、次のとおりであるから、残余を添えて報告します。

Table with 6 columns: 種類, 受数, 使用数, 差引残数, 左記のうち汚損数, 備考

別記第14号様式を次のように改める。

第14号様式

宣言書

投票管理者 あなたが何市何町何番地何某であるかどうかを確認することができませんから本人に相違ないことを宣言してください。

選挙人 私は何市何町何番地何某に相違ないことを宣言します。

上記宣言書を筆記の上読み聞かされたところ事実と相違ありませんから { 署名します。選挙人に代わって署名します。 }

何年何月何日

{ (何)期日前投票所 何投票区 } において

選挙人 何 某

何市(町)(村)選挙管理委員会書記 何 某

別記第17号様式を次のように改める。

第17号様式

記号 何年何月何日

{ (何)期日前投票所 何投票区 } 投票管理者 氏 名 あて

何市(町)(村)選挙管理委員会委員長 氏 名 印

投票箱等の送付について

何年何月何日執行の何選挙に使用する投票箱等を下記のとおり送付します。

記

Table with 8 columns: 種別, 単位, 数量, 種別, 単位, 数量

- 注1. 当該投票区が指定関係投票区である場合は、「不在者投票」欄に斜線を引くこと。ただし繰延投票が行われ当該投票区に属する選挙人がした法第49条の規定による投票の送致を受けた場合又は公職選挙法施行規則第15条の2第3項の規定により市町村の選挙管理委員会が指定する投票区となった場合は、この限りでない。
- 2. 当該投票区が指定在外選挙投票区以外の投票区である場合は、「在外選挙人名簿（抄本）」及び「在外投票に関する調書」欄に斜線を引くこと。県の議会の議員又は知事の選挙の場合も同様であること。
- 3. 期日前投票所である場合は、「不在者投票」、「不在者投票に関する調書」及び「投票調」欄に斜線を引くこと。また、在外選挙に係る期日前投票所でない場合は、「在外選挙人名簿（抄本）」及び「在外投票に関する調書」欄に斜線を引くこと。

別記第18号様式中「第18号様式」を「第18号様式  
その1」に改め、同様式に次のように加える。

その2 何選挙投票箱等送致目録

- 1 投票箱 個
- 2 投票箱のかぎ 個
- 3 投票録 部
- 4 選挙人名簿（抄本） 冊（部） 在外選挙人名簿（抄本） 冊（部）
- 5 何々

(何)期日前投票所投票管理者 氏名 印  
何市(町)村)選挙管理委員会委員長 氏名 印

注1. 「在外選挙人名簿（抄本）冊部」は、該当ない場合は記入しないこと。

別記第20号様式その2注1中「及び」を「並びに」に改め、「不在者投票」の下に「及び在外投票」を加える。  
別記第21号様式に次のように加える。

その3 在外選挙人に関する不在者投票事務処理簿

不在者投票事務処理簿

委員 長 印	係 印	在外選挙人			請求		交付			交付拒絶	投票	投票用紙の返還		備 考	
		最終住所地又は本籍地	氏名	在外選挙人証交付番号	受理年月日	請求方法 直接郵便代理	交付年月日	交付用紙等 投票用紙	封筒	郵便投票の説明書	年月日	拒絶理由	投票の日又は投票の送付若しくは送致を受けた月日		在外公館長

別記第22号様式を次のように改める。

第22号様式

在外投票事務処理簿

委員 長 印	係 印	在外選挙人			請求		交付			交付拒絶	投票			投票用紙の返還		備 考	
		最終住所地又は本籍地	氏名	在外選挙人証交付番号	受理年月日	請求方法 直接郵便代理	交付年月日	交付用紙等 投票用紙	封筒	郵便投票の説明書	年月日	拒絶理由	投票の日又は投票の送付若しくは送致を受けた月日	指定在外選挙投票区の投票管理者への送致月日	投票を行った在外公館等の名称		在外公館長

附則

この規程は、公布の日から施行する。

雑報

○公示による通知

住所不明（ただし、住民票の住所 大阪府柏原市大字太平寺818番地の3） 村井 公男  
住所不明（ただし、住民票の住所 京都府京都市北区紫竹西野山町44番地の5 杉山マンション205号） 濱松 一郎  
土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条第2項の規定に基づき上記の者に通知すべき事項を記載した次の書類は、当収用委員会事務局（愛媛県土木部管理局用地課）において

保管してあるので、出頭の上、その交付を受けてください。  
なお、この書類を受領しないときは、土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同政令第5条第5項の規定により、平成16年7月12日を経過した時にその書類の送達があったものとみなされます。

平成16年6月18日

愛媛県収用委員会

会長 矢野 隆三

平成16年5月21日付け16媛収第10号 - 4 審理の開催について（審理開催の通知）

任 免 辞 令

○任免辞令

5月31日

愛媛県技術吏員 土 井 貴 明  
同 兵 頭 真  
同 越 智 拓 良

願により本職を免ずる

退職手当は支給しない(愛媛県職員退職手当条例第14条)  
(各通)

6月1日

丹 下 敬 忠  
角 藤 裕  
二 宮 大 輔  
濱 上 智 子

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)1級を命ずる

技師を命ずる

保健福祉部管理局保健福祉課勤務を命ずる(各通)

○公営企業任免辞令

6月15日

愛媛県技術吏員 松 岡 洋 一 郎

願により本職を免ずる

○公営企業任免辞令

6月16日

小 泉 幸 司

愛媛県技術吏員に任命する

医療職(一)1級を命ずる

技師を命ずる

県立中央病院勤務を命ずる